

議案第8号

災害派遣手当等の支給に関する条例及び新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害派遣手当等の支給に関する条例及び新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

災害派遣手当等の支給に関する条例及び新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

**第1条** 災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。